

## **[事案 2021-235] 損害賠償等請求**

・令和4年11月1日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成31年2月に契約した5件の定期保険について、以下等の理由により、契約時に説明を受けた資料（以下「説明資料」）にもとづいて契約が成立することを確認してほしい。もしくは、説明資料にもとづく解約返戻金と実際の解約返戻金との差額を損害賠償してほしい。

- (1)募集人から、解約返戻金額および保険料支払額の説明を2回受けたが、いずれも誤説明であった。
- (2)募集人から設計書による説明がなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書を用いて、具体的な保険金額や保険料を説明している。
- (2)説明資料は、設計書の内容を説明するための補助として用いられたものであり、契約は、設計書や申込書にもとづいて成立している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人代理人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人が申立人に対して誤った説明をしたことに争いはなく、申立人が説明資料に従って本契約を解約した場合に約7,000万円が支払われるものと期待したことは認められ、その期待権を侵害したことは否定できない。
- (2)期待権の侵害により認められる損害賠償の内容は慰謝料であり、誤説明による解約返戻金の差額が約800万円に及ぶこと、募集人が募集時とその約1年後の2回にわたり誤説明をしていること等の事情を踏まえると、和解により解決することが相当である。